

都市計画概要 2013

第2編 名古屋の都市計画の現況

第1章 都市計画区域とマスタープラン

- 1-1 都市計画区域
- 1-2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン) 等
- 1-3 市町村の都市計画に関する基本的な方針
(名古屋市都市計画マスタープラン)

1-1 都市計画区域

都市計画区域は、都市計画を定める場ともいうべきもので、都市計画として最初に指定するものである。

都市計画法（以下「法」という。）では、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現状及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について定めることとされている。（第1編第3章3-4(1)参照）

本市に係る都市計画区域は、大正11年7月5日に初めて決定されたが、本市のほかに、西春日井郡萩野村、庄内町、西枇杷島町及び愛知郡下之一色町、天白村大字八事を含んだ区域であり、その面積は約16,704haであった。

その後、市勢の発展に伴い逐次拡張されたが、昭和44年新都市計画法の施行に際して、愛知県内を19の都市計画区域に分割して決定し、平成6年に1区域追加して、20の都市計画区域となっていた。

その後、市町村合併や広域化する生活圈などの社会情勢の変化、また、新東名高速道路の開通などに対応するため平成19年に愛知県が策定した「新しい都市計画の基本方針」をもとに、平成22年に6つの都市計画区域に再編された。

現在、名古屋都市計画区域は、名古屋市及び隣接16市町村を含む約80,704haの区域となっている。

なお、愛知県内の38市14町2村のうち38市12町1村が都市計画区域指定市町村となっている。都市計画区域の県全体に占める面積比率は約68%、人口比率は約99%となっている。（平成24年1月4日現在）



図 2-1-1 都市計画区域図

表 2-1-2 名古屋都市計画区域 人口・面積

市町名	人口	面積	市町名	人口	面積	市町名	人口	面積
	人	ha		人	ha		人	ha
名古屋市	2,263,894	32,643	愛西市	64,978	6,663	長久手町	52,022	2,154
瀬戸市	132,224	11,161	清須市	65,757	1,732	豊山町	14,405	619
津島市	65,258	2,508	北名古屋市	81,571	1,837	大治町	29,891	659
尾張旭市	81,140	2,103	弥富市	43,272	4,892	蟹江町	36,688	1,110
豊明市	69,745	2,318	あま市	86,714	2,759	飛島村	4,525	2,253
日進市	84,237	3,490	東郷町	41,851	1,803	計	3,218,172	80,704

(平成22年国勢調査による)

(名古屋市住宅都市局)

1-2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) 等

平成 12 年の都市計画法改正により、従来の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」(旧整備開保)に代わり、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)を、新たに策定することが定められた。同方針には「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を定めることとされており、当該都市計画区域において決定されるすべての都市計画はこれに即したものでなければならない。(法第 6 条の 2)

本市が含まれる名古屋都市計画区域に係る「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(名古屋都市計画区域マスタープラン)は、平成 16 年に策定された。

その後、平成 22 年の都市計画区域の再編に併せて改定され、更に地域の実情に応じた、より細やかな土地利用を図ることができるようにするために平成 23 年に改定された。

旧整備開保で定めていた内容のうち、都市再開発方針等(「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「拠点業務市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」)は、都市計画区域マスタープランからは分離して定めることになった(法第 7 条の 2)が当面は、旧整備開保で策定されている内容が効力を有するものとされた。これらのうち「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」については、平成 24 年 2 月にそれぞれ策定されている。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の第 2 次一括法の施行により平成 24 年 4 月から、都市再開発方針等についての決定権限が指定都市に委譲された。

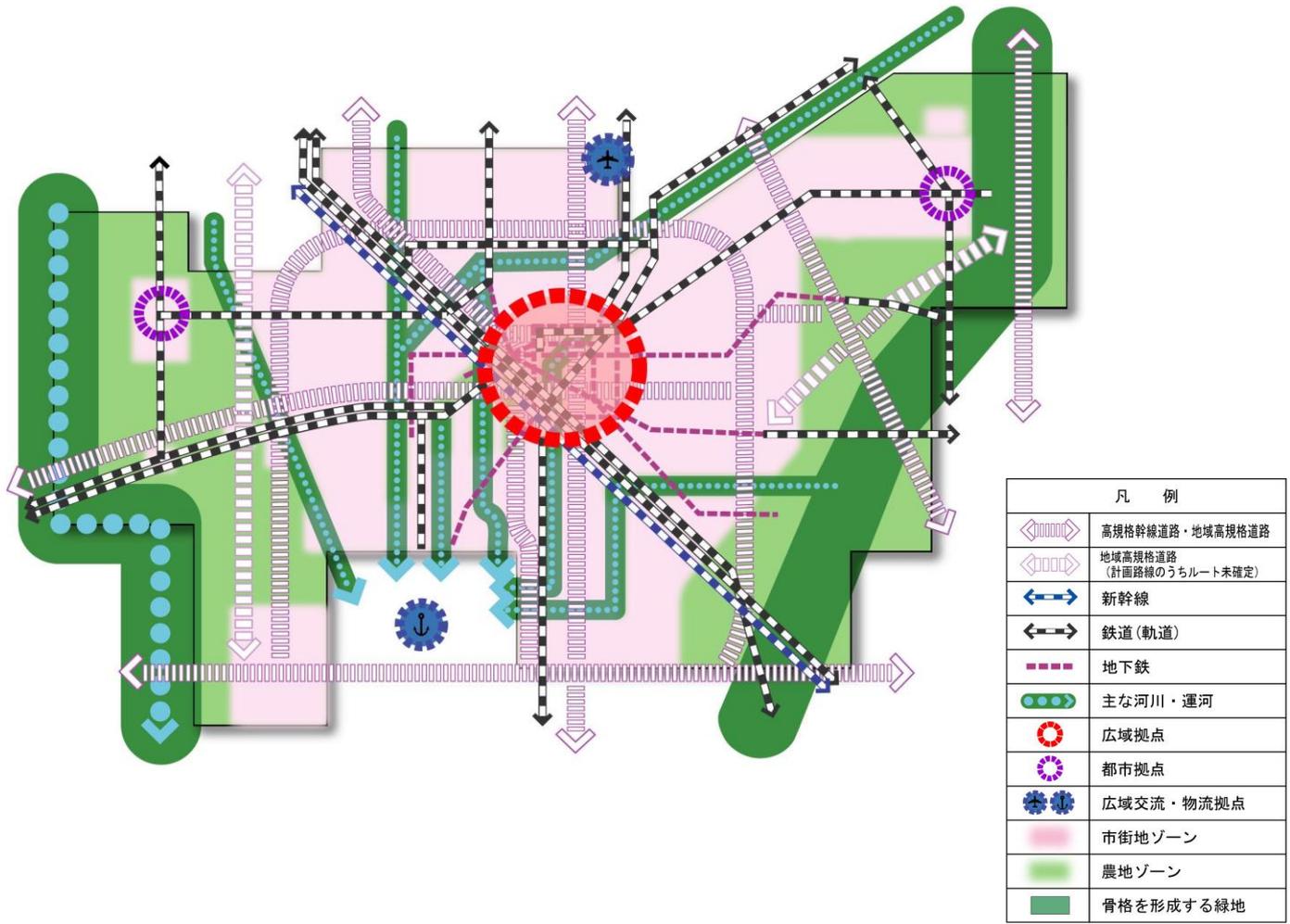


図 2-1-3 将来都市構造図

1-3 市町村の都市計画に関する基本的な方針 (名古屋市都市計画マスタープラン)

市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村の都市計画マスタープラン)は、市町村が自ら定めるものであり、平成4年の都市計画法の改正によって創設された。

(法第18条の2)

本市では、平成13年度に当時の総合計画となる「名古屋新世紀計画2010」にあわせて本市で初めてとなる「名古屋市都市計画マスタープラン」を策定した。平成22年度に目標年次を迎えたことから、平成23年度に将来的な人口減少や高齢化、大規模災害、地球環境問題への対応を考慮した改定を行った。

改定した都市計画マスタープラン(以下、本マスタープラン)は、愛知県の定める都市計画区域マスタープランに即し、長期的な視点に立って将来の都市像やまちづくりの方向性を示すとともに、地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとなるものである。

本マスタープランは概ね20年の長期的な見通しのもと、平成32年を目標年次としており、特色としては以下の三点となっている。

◆駅そばまちづくり

将来的な人口減少や高齢化、大規模災害、地球環境問題への対応を考慮した都市構造をめざし、その第一歩となる取り組みを示す。

◆戦略的まちづくり

戦略的なまちづくりの展開に向けて、まちづくり戦略と重点的に取り組む地域におけるまちづくりのイメージを示す。

◆地域まちづくり

戦略的なまちづくりを支えるしくみとして、多様な主体による地域まちづくりの推進のプロセス等を示す。

本マスタープランの構成は全体構想と地域別構想の2層構造とし、全体構成は以下の項目について取りまとめている。

(1) めざすべき都市の姿

本マスタープランでは、「めざすべき都市の姿」を“人・まち・自然がつながる交流・創造都市”とし、具体的には、一人ひとりが豊かな暮らしを実感できる「やすらぎのある暮らし」、名古屋大都市圏の中核都市にふさ

わしいまちの鼓動や躍動を実感できる「ときめきのある暮らし」、持続可能で水や緑、生き物などの自然を身近に感じられる「うらおいのある暮らし」という3つのくらしの実現をめざすこととしている。

(2) まちづくりの方針

めざすべき都市の姿を実現するためには、人と地球にやさしく、人・もの・情報の交流にあわせて創造的活動が活発になるとともに、防災性の向上や都市基盤等の効率的な維持管理に寄与する「集約連携型都市構造」の実現をめざしていくことが必要である。そこで、市内の駅を中心に概ね半径800m圏を基本とするゾーンを「駅そば生活圏」と位置づけ、駅そばまちづくりを中心とした様々な取組みを進めることとしている。まちづくり方針に対応する評価指標としては、駅そば生活圏人口比率を、平成22年の67%から目標年次である平成32年には70%とすることを目標としている。

(3) 分野別構想

分野別構想では、まちづくりの方針に沿って「土地利用」、「交通」、「港湾・空港」、「緑・水」、「住宅・住環境」、「防災」、「景観・歴史」、「低炭素・エネルギー」、「供給処理施設等」の9つの分野の方針と施策の方向性を示している。

(4) 戦略的まちづくりの展開

「めざすべき都市の姿」の実現に向けて、「まちづくりの方針」および「分野別構想」に沿った取り組みを効率的・効果的に進めていくために、「戦略的まちづくり」を展開する。(第2編第6章6-1(4)参照)

(5) 地域まちづくりの推進

戦略的まちづくりを支えるしくみとして、多様な主体による地域まちづくりの推進のプロセス等を示している。

地域まちづくりとは、“地域がより良くなるために、地域の力(考え)で地域を育てること”で、その目的は、地域の方々(現在または将来、地域に住み・働き・憩うの方々)にとって、より良い環境を築きあげることである。

(第2編第6章6-1(4)参照)

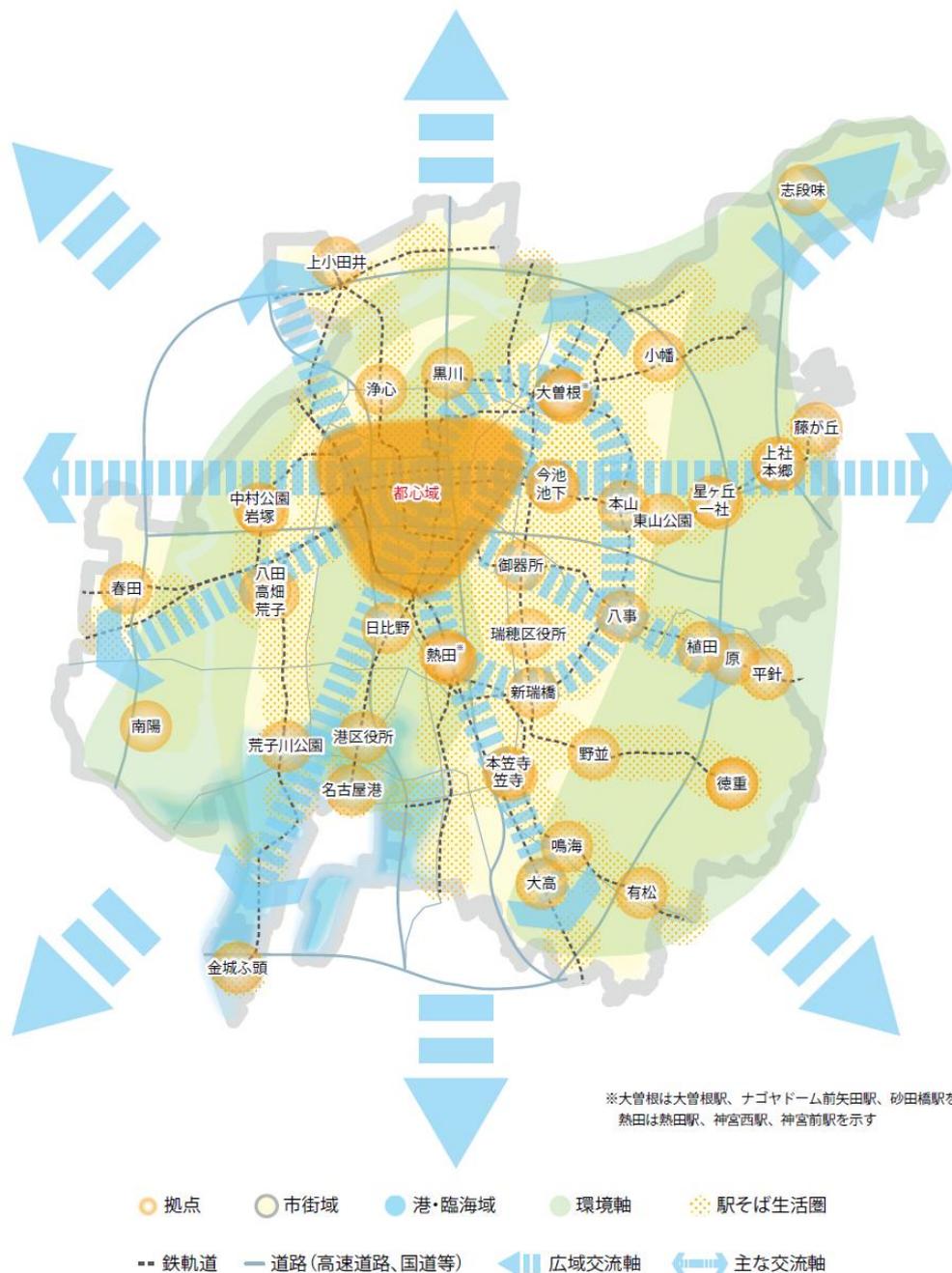


図2-1-4 将来都市構造図 (名古屋市都市計画マスタープラン)

【まちなか】

【郊外】



図2-1-5 駅そばイメージ まちなか・郊外